

令和5年度

印旛沼二期農業水利事業
埜原第6号支線加圧機場建築工事

特別仕様書

【当初】

関東農政局印旛沼二期農業水利事業所

第1章 総 則

印旛沼二期農業水利事業埜原第6号支線加圧機場建築工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下「標準仕様書（建）」という。）及び東京都建築構造行政連絡会監修「構造設計特記仕様および標準図」（以下、「新構造標準図」という。）に基づいて実施する。

なお、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、国営印旛沼二期土地改良事業計画に基づき、かんがい用水を供給するための機场上屋を建築するものである。

2. 工事場所

千葉県印西市中根地内

3. 工事概要

本工事は、埜原第6号支線加圧機場の建築を行うものであり、その概要は次のとおりである。

鉄筋コンクリート造 地上1階建て、建築面積73.44m²、延床面積73.44m²

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等13日／月を見込んでいる。

なお、休業日には土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇を含んでいる。

2. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労務者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている195日間よりも短い期間を設定使用とする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要

しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和6年10月21日（工事完了期限日）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者からの変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

3. 施工しない日

原則、土曜日、日曜日及び祝日、夏季休暇（8月13日～8月15日）とする。

なお、気象条件等により上記の工事をしない日においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時まで。

なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書(土)第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 土質

本工場の施工場所の土質は砂質土及び粘性土と想定している。

2. 関連工事

本工事に隣接して次に示す工事を予定しているため、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡、打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

(1) 埜原第6号支線加圧機場ポンプ設備製作据付工事

(施工時期 令和5年11月28日～令和7年3月17日)

3. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

また、第三者より苦情等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告するものとする。

(2) 保安対策

1) 交通誘導員は見込んでいないが、道路管理者及び所轄警察署との打合せの結果又は条件変更等に伴い、配置の必要が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(3) 防塵対策

本工事区間において、工事用車両等により発生する土埃を防止するための対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

4. 関係機関との調整

- (1) 関係機関との協議は、発注者側において行うが、工事实施に際し必要となる交通規制、使用申請及び連絡調整は監督職員と打合せのうえ、受注者が行わなければならない。

第5章 指定仮設

1. 工事用進入路等

県道印西印旛線（県道 291 号線）、県道佐倉印西線（県道 65 号線）及び印西市道 105 下池・三度山線を現場搬入道路として利用するものとし、通行に際しては一般交通に支障をきたさないよう十分配慮するものとする。

なお、善良な道路使用にもかかわらず、上記道路の路面等の補修が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。

また、一般通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理をしなければならない。

2. 建設発生土受入地

(1) 建設発生土受入地

建設発生土受入地は図面に示す箇所とし搬出予定量は次のとおりである。

名 称	地 先 名	搬入量	摘 要
吉高土置場	千葉県印西市萩原干拓地内	54m ³	放 土

建設発生土の搬出先の詳細は監督職員と打合せにより決定し、その後に搬出を開始するものとする。

3. 工事用地等

受注者は、仮設計画図に基づき工事用道路の設置（敷鉄板を敷設）を行う。

また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は受注者の責任において実施しなければならない。

使用後は、原形に復旧するものとする。

4. 基礎工

図面に基づき施工するものとし、周囲地盤のゆるみ又は沈下等に十分注意するものとする。なお、基礎工の施工は、先端羽根付鋼管回転圧入工法を想定している。

なお、施工時に転石等の現場条件等により、工法等の変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第6章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第7章 材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。

なお、JIS規格品については、産業標準化法（令和4年6月17日施行）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）とする。

(1) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
鉄筋コンクリート	24	18	25or20	60以下	N	建築工事 躯体
鉄筋コンクリート	24	15	25or20	60以下	N	建築工事 基礎
無筋コンクリート	18	18or15	25or20	65以下	N	捨てコンクリート

※1) 粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

(2) 砕石 JIS A 5001 RC-40

(3) 鋼材 JIS G 3112 SD295 及び SD345

(4) 鋼管杭 JIS G 3444 STK490 NSエコパイプ

2. 見本又は資料の提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
砕 石 類	見本、試験成績書、粒度分析表
レディーミクストコンクリート	配合計画書・試験成績書

鋼材、鋼管杭	試験成績書（ミルシート）
設備機器類	カタログ、機器納入仕様書
建塗装材・防水処理材等材	カタログ、試験成績書
金属製建具	製作承認図
上記他建築使用資材	カタログ、試験成績書等

3. 監督職員の検査又は試験

- (1) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受けるものとする。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。
- (2) 合格した材料と同じ種別の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。

4. 取扱説明書及び保証書

電気製品等メーカー品及び二次製品で取扱説明書及び保証書が添付されているものは取扱説明書及び保証書（メーカー及び受注者連帯）を提出するものとする。

第8章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事の水準点は、図面「施工位置図」に示す、KBMを使用しなければならない。水準点及び境界杭等は施工中に損傷しないよう留意するとともに、移動の必要が生じた場合は、監督職員に報告し指示を受けなければならない。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

- 1) 本工事の施工段階においては、下表に示すとおり、検測又は確認を受けるものとする。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。
- 2) 施工段階確認を受けようとするとき、監督職員に立会願を提出する。また、確認後は施工段階確認簿を提出する。
- 3) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。
- 4) 下表の（重点監督）は、低入札価格調査制度における調査対象工事とする。

工種	確認内容	確認時期・頻度 （一般監督）	確認時期・頻度 （重点監督）	備考
掘削	床付け状況、基準高、土質状況	初期床付け完了時	同左	
碎石基礎 捨てコンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工後1箇所	同左	

杭基礎	床付け状況、使用材料、杭打設長、高さ 基準高、偏心	各構造物毎に初期掘削完了時、初期杭打時、初期杭打打設完了時 1本目打設完了時（規制杭は試験杭打設時）	200本につき1本以上、200本未満は2本	
コンクリート構造物	基準高、幅、厚さ、高さ	基礎、壁、屋根の初期施工段階で1箇所	基礎、壁、屋根の初期及び中間施工段階で1箇所	
鉄筋組立工	鉄筋かぶり、中心間隔	鉄筋組立後1箇所	同左	

(3) その他

施工に当り施工計画書及び施工要領書を作成の上、監督職員の承諾を得るものとする。また、施工に先立ち躯体図、平面詳細図、総合図、施工図を作成のうえ、監督職員に提出し、承諾を得るものとする。

2. 再生資源材の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシュラン	RC-40	基礎砕石

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体の方法は、次のとおりである。

工程毎の作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

法	⑥その他 (土砂運搬)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
---	----------------	-----------------	----------------------

4. 土 工

(1) 掘 削

1) 掘削

- ①掘削土は、埋戻に流用するもののほかは、建設発生土受入へ搬出するものとする。
- ②掘削に当たっては、周辺地盤等の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- ③周辺地盤等の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、その恐れが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。
- ④過掘となった部分は基礎材等で埋戻し、十分に締め固めを行わなければならない。

5. 基礎杭工

(1) NSエコパイルの建て込みは、先端羽根付鋼管回転圧入工法により施工するものとする。

(2) 杭頭処理の方法は基礎杭構造図に示すとおりとし、その加工に当たっては、汚れ等ワイヤーブラシ等で除去し、コンクリートの付着が容易になるように清掃しなければならない。

(3) 杭の継ぎ手方法は、アーク溶接とし、これ以外の継ぎ手を用いる場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

(4) 試験施工の方法について、事前に監督職員の承諾を得るものとし、試験杭の掘削、建て込みは、監督職員の立ち合いの上実施するものとする。なお、試験杭施工位置については、基礎杭構造図に示すとおりで計画しているが、任意であるため、事前に監督職員と協議するものとする。

(5) 基礎杭打設の際の支持層の確認方法としては、地盤調査より推定した支持層に杭先端が達する前に、掘削速度をできるだけ一定に保ち、オーガ駆動電流の変化を電流計により読み取る方法を想定している。

6. 基礎工

(1) 砕石基礎

砕石基礎の締め固めは、十分に締め固めなければならない。

7. コンクリート工

(1) コンクリートの打設については、施工に先立ちリフト割図を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

(2) コンクリート打設上施工継目となる箇所は、あらかじめ監督職員の承諾を受けるものとする。

(3) コンクリート打設後は十分養生を行うものとする。

8. あと施工アンカー

あと施工アンカーの使用については建築基準法関係法令、技術基準によるものとし、使用箇所、使用材料について監督職員の承諾を得るものとする。

9. 建具工事

アルミニウム製建具及びスチール製建具は、製作図を提出して監督職員の承諾を得るものとする。

第9章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者は、次のいずれかの資格を有すること。

- 1) 1級又は2級建築施工管理技士
- 2) 1級又は2級建築士
- 3) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

品質及び施工管理については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」並びに「機械設備工事監理指針」、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「営繕工事写真撮影要領」、工事施工管理要領改訂委員会編「公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領）」、「公共建築工事標準仕様書に基づく電気設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）」並びに「公共建築工事標準仕様書に基づく機械設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）」及び農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。

なお、これらに定められていない事項については、あらかじめ監督職員と協議し、承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記録する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
 - 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
 - 3) 黑板情報の電子化を行う場合は、従来型の黑板を併用することはできない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。
 - 4) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
- (4) 写真の納品
- 受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。
- (5) 費用
- 機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第10章 条件変更等の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1) 掘削土の土質に著しい相違があった場合。
- 2) 現地発生土が埋戻土としての流用土に不適切となった場合。
- 3) 破碎の必要な転石等の出現があった場合。
- 4) 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現があった場合。
- 5) 現場搬入道路及び建設発生土受入れ地経路として使用する道路等が通常の運行によって破損し、これを補修する必要性が生じた場合。
- 6) 建設発生土の数量に変更が生じた場合。
- 7) 湧水対策が生じた場合。
- 8) 関係機関との協議により第4章3.に対する措置が生じた場合。
- 9) 関係機関との協議により施工方法等が変更となった場合。
- 10) 再生砕石が入手困難な場合。
- 11) 歩掛調査が追加となった場合。
- 12) 原形復旧の追加の必要性が生じた場合。
- 13) 水道管等の仮回し又は復旧の必要性が生じた場合。
- 14) 施工箇所の測量を行い、図面と著しく相違がある場合。
- 15) 工事進入路に仮設道路の必要性が生じた場合。

- 16) 関係期間との調整により交通誘導員の配置の必要が生じた場合。
- 17) 現地精査の結果、支障物への対策の必要が生じた場合。
- 18) 場内の盛土材が必要となった場合。
- 19) コンクリート強度（構造体強度補正值）に変更が生じた場合。
- 20) その他精査により変更の必要性が生じた場合。
- 21) 立木の伐採、除根が必要となった場合。
- 22) 一般的な熱中症対策に関する項目以外を実施する場合。
- 23) 設計照査の結果、設計変更の必要性が生じた場合。
- 24) 関連工事との調整により変更が生じた場合。
- 25) その他監督職員が必要と認めた場合。

第11章 設計変更等の業務

受注者は、設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議する。

第12章 公共事業関係調査に対する協力

本工事が公共機関の実施する諸経費動向調査の対象となった場合、受注者は調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

第13章 その他

1. 契約後VE提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

①VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

②ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施行条件の変更を伴う提案

イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

①受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書に記載し、

発注者に提出しなければならない。

- ア) 設計図書に定める内容と V E 提案書の内容の対比及び提案理由
- イ) V E 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
- ウ) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
- オ) 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項
- カ) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

②発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

③受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

④ V E 提案書の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

①発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面(様式 5)により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

②また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

③ V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

④発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2 (設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。

⑤発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 24 条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

⑥前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額(以下、「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。

⑦ V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

⑧発注者は、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 24 条(請負代金額の変更方法等)第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記⑥の V E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事におい

てその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

(1) 工事完成図書を、共通仕様書(土)第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R)正副2部
- ・工事完成図書の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

4. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。

5. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
骨材	RC-40	印旛沼地区
仮設材(敷鉄板)	L6000×W1500	千葉県佐倉市

6. 地域以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準(以下「積算基準」という。)の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- (3) 受注者は、当初契約締結後、前号で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議(工事契約後)

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議(工事着手後)

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員が、現場条件、施工計画、工事工

程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記7. (1)、(2)、(3) 及び(4) の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、「良質構造物設計施工技術検討業務実施要領」を参考として必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に限らず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

8. 週休2日制工事の試行

(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費を補正した対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を

行うことは可とする。

③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。

①受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。

なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費を補正する。

①補正係数

複合単価、市場単価、補正市場単価の各方式及び物価資料の掲載価格に係る補正係数は、「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について(改定)」(令和2年6月23日付け国営積第4号国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知)に示される表A-2「建築工事の補正率」、表E-2「電気設備工事の補正率」及び表M-2「機械設備工事の補正率」を適用するものとする。

②補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

9. 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績評点におい

て加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

- (2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、発注者指定方式において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。
- ①他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

【働き方改革】

- 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- ②現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績評定の考査項目「施工状況（工程管理）」に、次の2つの事項の両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（現場閉所率4週6休以上）場合は、次の2つの事項のうち「休日の確保を行った。」のみ評価する。

○監督職員用

- 休日の確保を行った。
 その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業所長用

- 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
 その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

- ③現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績評定の考査項目「法令遵守等」において1点を加点評価する。

○事業所長用

- その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに、全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

10. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11. 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

12. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発錆木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

第14章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。